

令和6年6月から 医療費が変わります

『糖尿病』『脂質異常症』『高血圧症』の治療を受けていただいている患者さまには、これまでの『特定疾患療養管理料』に代わり『生活習慣病管理料』として算定することになります。それに伴い、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。

【生活習慣病管理料】とは

糖尿病・脂質異常症・高血圧症が主病の患者さまを対象とし、疾病の重症化予防の為、療養計画書を作成し服薬の指導などの総合的な治療管理を医師、専門職がおこないます。



ご質問・ご不明な点等がございましたらお気軽に窓口までお問合せください

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年5月20日
(医)一陽会 原田病院
院長 山下 和臣